

番号	1.
項目	ダンプ規制法第 12 条団体に該当するのは、(社) ダンプカー協会と建交労ダンプ支部（所属分会含む）です。下記工事においても、当組合所属ダンプに対する「使用促進措置」がとられるよう申し入れます。 なお当組合は、発注機関に対しては「入札契約適正化促進法」に基づく、首尾一貫した請負者指導を求めているところです。 今日の世論では、企業の社会的責任（C S R）も強調されております。「ダンプ交通安全対策」は、内閣総理大臣が責任をもってすすめている重要課題です。当該工事においても、法令遵守に配慮した対応を求めるものです。 1.（大阪 I R 事業用地液状化対策工事）
	（回答） ・ I R 事業用地における液状化対策工事については、I R 事業者の責任により請負先を選定・決定し、請負先の建設会社が工事を施工しているところです。 ・ 大阪府・市においては、請負先や下請負先の選定について契約自由の原則の観点から特段の規定を定めているものではありません。 ・ 一方、I R 事業者に対しては、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」など関係法令の遵守を求めています。
担当	I R 推進局 推進課 調整グループ 電話：06-6210-9235 大阪港湾局 計画整備部 工務課（環境保全担当） 電話：06-6615-7831